

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年4月18日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和6年4月18日(木) 午後1時45分
防府市役所議会棟3階全員協議会室
- 3 閉会日時 令和6年4月18日(木) 午後4時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (5番)原田 政祥
(6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己
(11番)池田 寛 (12番)松永 初恵 (13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久
(15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(2名)

(4番)関谷 芳広 (8番)田村 正信

(3)農地利用最適化推進委員 三戸 靖博

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
” 事務局長補佐	重村 郁子
” 農地振興係長	砂田 智子
” 書記	福田 謙一郎
” 書記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第25号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)
議案第27号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地

利用集積等促進計画の公告)

議案第28号 非農地判定について

報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第24号 農地法第18条(通知)

報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第26号 農地法施行規則該当転用届について

報告第27号 現況証明書の発行について

報告第28号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

2番 石川 眞平委員

3番 小山 巽委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和6年度1回目となります4月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の連絡がありました委員は、4番、関谷委員、それから8番、田村委員の2名の方でございます。あと眞平委員が少し遅れて来られるということでございます。

なお、出席委員さんは過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは会長に御挨拶をいただき、引き続き、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事進行していきます。

本日の議事録署名委員さんは、2番の石川委員さん、3番の小山委員さんをお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。議案第22号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は3件になります。目的については、所有権の移転が3件です。譲渡理由は、耕作困難が1件、高齢のためが1件、相手方の要望によるものが1件です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。よろしく申し上げます。議案第22号の1、所有権移転の審議です。現地確認及び申請者への聞き取りを4月17日に行いましたので、御報告申し上げます。

現地は、——からへ約——mぐらいのところにあります。

譲渡人は、——のほうに住まわれており、耕作困難だということでありまして、——が、一応、前に所有されて耕作されておっただけなんです、そこを——、——というような恰好で渡すということで、譲受人のほうが一、二年ぐらい前から耕作しているようでした。

農地法第3条第2項の各号に、農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件についてですが、もう一、二年ぐらい前から耕作されているということで問題ないと思います。

第4号農作業常時従事要件ですが、——のほうも譲り受けておいて、——に住まわれておるので、このほうにも問題ないと思います。

第5号の転貸禁止要件ですが、自らも耕作されているのでこれには該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、——あるということで、その地域には交流があるようなので、特に問題ないと思います。権利移動により周辺農地への農業者の交流かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。一応、確認ですけど、隣接農家さんに対する影響等は余りお考えでなくてよろしいですかね。私はこの隣接農家さん、——方が多いんですが、大丈夫ですか。できれば農協の部会とか入っているとすごく助かるんです。そのあたりいかがでしょう。

○9番 これ面積が大分狭いし、まだ苗木とかも植えられるような状況なので、その辺まだ、それほど大して、本気で出荷ができるというようなほど、やっていらっしやらない感じ。

○6番 一番問題なのは、何でもない農薬を使って飛散するとか、そういうのが問題なんであって、だから周辺農家さん、ばりばりにみんなやっておられる農家ばかりなので、出荷できないという事態もあるので、その辺あたりよう話し合っただけでやってもらおうといいのかなと思います。

○9番 はい。その辺はちょっと伝えておきます。

○6番 はい。

○藤井会長 じゃあ、地元委員さんよろしく申し上げます。

ほかに御意見がございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第22号の2は、所有権移転の申請です。現地確認を4月5日午前9時、事務局お2人と松永さんと私の4人で行いました。また、譲渡人と譲受人とは———で、お渡人が———ため管理が難しくなり、———である受取人、譲受人に手続をするとのことです。

この農地は、———、一側の———とといいますか、そこより———mくらいの山の中にあり、———にあります。

ちょっと8ページを御覧ください。

譲受人は、8ページにもありますように、営農計画書が書いてあります。農機具の管理状況を4月11日、朝6時50分に御自宅へ伺い、確認に参りました。その結果、営農計画書のとおり、草刈り機とか立派なものが地下室にありました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。4号、5号についても異論はありませんでした。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第22号の3、所有権移転の申請です。

9ページから11ページを御覧ください。現地確認及び申請者への聞き取りを4月5日に行いました。熊安さんと事務局2名で行いました。

現地は———、———mのところにあります。

譲渡人の理由としては、———、そして——————して耕作できないということから譲渡するということになりました。譲受人さんは———さんです、———して、それを譲り受ける農

地に客土そういうふうにして芋を植えたいということでお聞きしました。

それで、農地法第3条2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人には耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、畑中心の耕作ということで、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条の2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。

○6番 ちょっと気になったんですけど、農機具の保有状況、購入予定及び保管場所についてちょっと気になったんですけど、これ芋類を作付するということは、収穫した芋を保管する倉庫等が必要かと思うんですけど、これはどのように考えたらいい。

○農地利用最適化推進委員 説明員として出席しております三戸と言います。よろしく申し上げます。

倉庫の件につきまして、これはもう—————の方をお願いして、どうしても倉庫は要ると思いますので、この土地にまた倉庫を建てるのではないかとこれは推定でございます。そこまで約束はしていないということでございます。以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

○藤井会長 では、私のほうから、これで—————に関しては、先々はどのような扱いになるんですか。

○農地利用最適化推進委員 はい、実はそれはちょっと申し忘れましたが、—————おります。それを、今、地図を見まして、右側に—————があります。これは—————が条件としてこの大きな—————はいらわんと、そのまま現状で後は—————ということになっておりますので、したがってこの土地そのものの—————の土地は、いわゆる—————ですけれども、動かしようがない土地であります。また従って、一緒に—————に買っていただければと思います。以上でございます。

○藤井会長 じゃあ、とりあえず—————に買っていただいて、—————も—————という

ことですか。

○農地利用最適化推進委員 これは以前の会議で————がお見えになりまして、賛成の約書をいただいております。————ですけど、————としますと、この土地そのものがもう————をするあれがないですね。拡大してどうこうという。要は何でかと言うと、大きな川があります。これを動かせんということ。また反対は——も通っておりますし、どうしようもないということでございます。結局は——にはちょっと無理かなという見解でございます。以上です。

○藤井会長 これを今回、譲受人が買われて、残土を入れて、ちゃんと芋を作っていただけるといいう。これ事務局、どんな計画が出ているんですかね。いつまでに畑地化してからやるということになっているんですか。これ残土を入れるんだから、また5年とか10年とかかかって。

○農地利用最適化推進委員 いや、こればかりは予想が私もつきませんけれども、要はこの————が仕事をなさるときに、田んぼを常にやっぱり造成したりなんだということは起きるんじゃないか、そういう感じがあるんじゃないかと私は思います。いつまでにどうこうという計画は聞いておりません。

○藤井会長 皆さん、何か御意見ないですかね。どうぞ。

○6番 ちょっと申し訳ないですけど、これ詳細な営農計画みたいなのが出るといいのかなと思います。本当に第3条でいけるのかなという気が、今の話ではいたします。いかがでしょうか。

○藤井会長 皆さん、御意見いかがですかね。どうぞ。

○7番 7番の木原です。ちょっと————ということで、残土捨場になる可能性がないのでしょうかという質問です。

○農地利用最適化推進委員 その懸念は多分あるかと思うんです。一般的に。しかし、これはちょっと歯止めようと思うことがありまして、もう田んぼそのもの、今の畑も含めて、農業用の土地をほかすと言ったらおかしいですけど、宅地に造成するときはその農業用の土を持ってくる。いわゆる肥土を持っていこうと。それ以外の土は、例えば変な汚染されたような土地、そんなものは駄目よとそれは言っております。ですから、そんな確約書というのはありませんけれども、あくまで善意に解釈すればそれでいいと思います。

御懸念は非常に分かります。私も分かるんですけども、やっぱりその辺は、確かにいつも————には出ていらっしゃいますから、その辺は大丈夫かとは思いますが。

○藤井会長 事務局、その辺の産廃に関する事で何か聞かれていますか。

○事務局 今回の申請地に関しては、農用地に当たります。もともと農林水産振興課のところちょっと話は聞いておりまして、こういった農用地というところでもありますので、土を置いたりとか、そういう産廃用とかそういったことは決してやってはいけない場所ですよということで、今回の————も含めて、その辺りは厳しく伝えております。

一応、今回、営農計画のほうに、肥土を回収してきたものを盛土として畑地造成をするということに関して書いてありましたけれども、それに関して法的に例えば廃棄物とかそういったものの関係の問題はないかということで、事前にちょっと資料を配付した際に御質問をいただいております。一応、県の農業振興課のほうにその辺、確認を行いましたところ、特にその辺に関しては法的に問題はないということで回答いただいております。

○藤井会長 皆さん、何か御意見ないですか。どうぞ。

○2番 はい、2番、石川です。事務局に質問です。残土、肥土を入れることは、農用地に入れることは別に問題ないということ。

○事務局 そうですね、今回第3条でこういった申請が出たということで、県のほうに見解を尋ねたんですけど、今回の件に関しては問題ないということで回答いただきました。

ただ、今後、今、ちょっと盛土法というものが、盛土の規制法ですね。そういったものが、また今後、おそらく今年度、来年度あたりに施行等されるようになるかと思えます。それが施行等されてくると、また県に届けをしてくださいとか、そういう話には今後なってくるのかなとは考えられます。

今はまだちょっと、それに関しては施行前ということで、県からはそこは規制対象外だというふうに伺っております。

○2番 これは宅地造成等ではがした肥土をここへ持ってきてても別に問題ないということですか。

○事務局 そうですね、今回は。

○2番 肥土は産廃だと聞いたことがあるんですが。

○藤井会長 いやいや、肥土は産廃じゃないです。

○2番 本当。

○藤井会長 うん。

○事務局 今回に関しては問題ないということで伺っております。

○2番 分かりました。

もう一つ、盛土をするということは、畑地化するということですよ。その申請はどうなんですか。

○藤井会長 畑地化の申請は要らんのやろ。

○事務局 基本、届出制ということなので、義務ではないという形ですね。出しておいたほうが、固定資産税上とか、あとは土地改良区の水利関係とか、そういった制度の関係とかもございまして、そういった関係で出されるという方もいらっしゃると思います。

○藤井会長 ほかにございませんか。

ちょっと私が懸念するのは、こういったケースの場合に、残土が出てちょっとずつ埋めていくも

のですからね。いつまでかかるか分からないというのが一つ。

もう一つは、特に申請が出ていないので、畑地化するといって、1 mも2 mも積み上げることも可能なんですよね。その辺はどこかで確認して規制をしないと、制限しないと、山みたいになる可能性があるんですよ。だから、その辺のところが一番心配するところなんですけれども、その辺のところは事業局に契約が出ていないんですよ。ただ、盛土するだけで。(発言する者あり)だから、その辺そういうことがないように、せめてどのくらいの高さまでとか、そういう了解はちょっと取りたいと思うんですけれども、どうですかね。

これ————に出ていますけれども、これはあくまでも所有権の移転ですので、——じゃないんで、——ですので。その辺の了解は取り付けられないですかね。

○事務局 すみません。まだ今後の話ですけれども、先ほど申し上げました盛土法ですね。あちらのほうで正式に運用されるようになっていくと、段階的に積むとかそういったことをするとき、県のほうでの許可とかそういったものが必要になってくる可能性はあるかと思います。

○藤井会長 でも、現状じゃそれが無いから盛り放題なんでしょう。

○事務局 現状はそうですね。

○藤井会長 その辺のところはちょっと理解してもらえるように話はできないですかね。相手方に。どうですか、皆さん。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。この譲受人は—の方ですね。要するに—なんですよね、これね。この方が農業をやるとちょっと想像がつかないんですよ、申し訳ないんですけど。ですからどういう営農計画をお立てになって、ここを事業展開されるのかなと、そういう懸念があるんです、私は。それでちょっと営農計画、やっぱり長いスパンでもいいから出してもらったほうがいいのかなと、盛土もそれはいいんですよ、いいんじゃないけど、その後、芋を植えられるということがあるから、その計画をちゃんとした詳細なもので、何か営農以外のことはやりませんということであればいいのかなと思うんです。

○藤井会長 営農以外のことはやりませんと。農用地やからこんなことはないと思うけど。どうですかね、皆さん。どうぞ。

○5番 5番の原田です。営農計画書にあります芋類とあるんですけど、芋類の、この芋は何芋なんだろうということですね。それからトラックとか、草刈機、耕運機、これどこにあるんですかね、そういったものをちょっと聞きたいなと思っています。

それとさっきから————と譲受人の——が出て来ておるんですけど、これの関係はどうなんですかね。————(「—」と呼ぶ者あり)——が。じゃあ、営農計画書のほうを分かる範囲で。

○藤井会長 現時点で営農計画書というものははっきりしたものは出てきてないです。ちょっと営農計画書を提出してもらおうということにできませんかね、地元委員さん。(「はい」と呼ぶ者あり)改

めて、具体的な営農計画書を出していただく。（「はい」と呼ぶ者あり）それが出てきた段階で、皆さんに目を通していただいて、改めて検討するという形で、保留という形にしたいと思うんですけど、皆さんどうですか。

○12番 はい。また、お伺いしていろいろと詳細なことをお聞きしまして、提出いたしましょう。

○藤井会長 皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、この件は保留ということで、営農計画書が出た段階で、また改めて審議するという形にさせていただきたいというふうに思います。

では、改めて、議案の3番、保留という形に同意していただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、保留という形にさせていただきます。

続きまして、議案第23号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は2ページ、資料は13ページからとなります。

議案第23号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は農家住宅の敷地拡張です。

受付番号1は、農家住宅の敷地拡張です。資料は13ページからになります。農地の種別は、集団農地面積23haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。議案第23号の1は、農家住宅の敷地を拡張するという申請です。

3月18日に、横木委員、市職員3名と私の5人で現地確認をしました。4月12日に代理人から聞き取りを行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、お手元資料の13ページのとおり、—————というのがあるんですが、それから——m程度、—に行ったところがございます。

資料の15ページを御覧ください。

15ページに図面があるんですけども、———に農家住宅を建設するというところで、——の—と———に分筆されたわけですけど、———のところ住宅を建てられたということなんですが、このとき———は——m²あったわけですね。それが全部、農地転用するのではなく、そのうち——m²が農地転用されて、残りの——m²は農地として残されていました。つまり、———は一部転用だったわけですね。———というのが、——m²あるんですけど、それが農

地として残されていました。翌年に——から、さらに——と—toに分筆されて、宅地と農地を分けられたということです。

それで、どのような理由で農地が残されたか、当時の所有者は——ますし、申請者は——ですが、経緯は分からないということです。このたび、——の15ページの青いところに記してありますが、この—m²を農地転用という申請ですが、現地は当初よりかさ上げされて、コンクリートの擁壁で囲まれていたと考えられます。

次に、この案件に関わる農地法上の許可基準について説明します。

資料の13ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。原則不許可ですが、施行規則第33条4号、集落接続ということで、許可基準を満たしていると考えられます。本件は本来なら事前に承認を取ることが必要なところ、このたびは事後承認の形になりますが、承認もやむを得ないと判断いたしました。始末書も提出されています。

次に一般基準ですが、転用の確実性や周辺への営農に支障を及ぼすおそれがないことから、許可基準に該当すると判断しました。皆様の御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで1番、承認いたします。

続きまして、議案第24号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正をお伝えします。

お手元の修正連絡表を御覧ください。

議案書4ページ、受付番号4及び5の面積について、一部転用の全体面積のほうの記載が漏れてございました。大変失礼いたしました。

それでは御説明に入ります。

議案書3ページ、資料は19ページからとなります。

議案第24号は、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は12件です。転用理由の内訳は、駐車場が1件、太陽光発電設備が6件、太陽光発電用地への侵入路、駐車場等作業用地が1件、資材置場が2件、建売住宅及び貸資材置場が1件、水稻育苗置き場が1件です。

受付番号1は、駐車場です。資料は19ページからとなります。農地の種別は集団農地面積0.35haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は25ページです。農地の種別は集団農地面積

2.7 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3は、太陽光発電用地への侵入路、駐車場等作業用地です。資料は39ページからとなります。農地の種別は集団農地面積2.7 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は、資材置場です。資料は47ページです。農地の種別は集団農地面積0.76 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は、資材置場です。資料は53ページからとなります。農地の種別は集団農地面積0.76 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6は、建売住宅及び貸資材置場です。資料は59ページからです。農地の種別は集団農地面積3.5 haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。開発許可申請中です。

受付番号7は、太陽光発電設備です。資料は67ページからとなります。農地の種別は集団農地面積0.16 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号8は、太陽光発電設備です。資料は75ページからとなります。農地の種別は集団農地面積4.4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号9は、太陽光発電設備です。資料は83ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号10は、太陽光発電設備です。資料は91ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号11は、太陽光発電設備です。資料は99ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号12は、水稻育苗置場です。資料は107ページからになります。農地の種別は、集団農地面積7.5 haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地区域です。農用地区域計画変更手続中です。以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第24号の1は、譲受人が駐車場を造りたいという申請です。

4月8日に事務局2名と関谷委員さんと一緒に現地で確認を行いました。4月13日に関係者とお話をしました。その結果を報告します。

現地は、——から——m程度の——になります。もともと耕作はされていませんでしたが、管理だけはずっとされていた土地です。近隣にも多少畑があるものの、ほとんどが耕作放棄地という地域でして、資料の19ページの地図ですが、真ん中へ横に道が通っていると思いますが、この道から下は——というそういうところです。

該当の土地なんですが、その緑で囲まれたところですが、実は既に整地をされています。無断転用の状況ということですが、始末書が提出されていると聞いております。ただ、整地をしたのは去年です。去年の秋ごろということなので、今まで始末書でどうこうという場合は、—がやったとか、いつか分からないという例が多かったんですが、去年、半年前に整地して無断転用でしたと、始末書で済むのかなという疑問は一つここにあります。

それから、事務局から聞いたんですけど、この土地は事前に——からと問い合わせがあったということで、その時点では整地をされていませんでした。それから事前着工というか、整地してしまった理由を聞いたところ、やってはいけないというのを知らなかったという—の返事ということです。ただこの—、—————ですので、そういう現場にはたびたび立ち会っているはずなので、知らなかったという真偽のほどは分かりませんでした。本当かと言ったら、知らなかったということです。

こういう状況、県内ではどうなのかというのちょっと事務局と相談したのですが、県内であちこちあるように聞いています。ただ、県としても方針を出しづらいというか、出すことができていないということなので、各市町で対処が違っているということです。だから認めているというところもあるらしいんですが、これを認めるということは何でもありということです。ここを駐車場にしたいなと思ったら、先に埋めてしまえば通るということですから、どうなのかなというそういう事案です。

それから、測量はしましたかという話を確認したら、測量はしていませんということです。

23ページなんですが、地図、ここへ駐車場、車が並べるこういう形になりますという地図が出ているのですが、これは—の車をこっちへ移すということで、今のところが手狭になったので、—の車を移すということで、トラックは止めませんということなんですが、————の左側に道と書いてありますが、それをずっと北のほうへ行くと、今度はこの該当の土地を左に行く道、これは赤線だそうです。ところが埋められてしまったのか崩れたのか、現地にはこの道がありません。ここから————は斜面になっていまして、————は山なんですが、ここも一緒に買うということではありましたが、斜面ですので、赤線がどこへ行ったのという状況です。

行政書士の方には、赤線はここからここまでというのをきちっと分かるように境をしてくれという話はしました。測量していないので、左側の—、矢印ちょっとよく見えませんが、矢印が付いているところが、三角形に隣の土地と境があるんですが、ここもうやむやのまま埋めたような状況になっていますので、この辺も買われるつもりじゃないかとは思いますが、ちょっと境界がはっきりしないので、境界をはっきりさせてくださいねというのはお願いをしました。

私からは、今の現実はどうなっていますよということしか報告できませんので、報告は以上です。皆さんの審議、よろしくお願いします。

- 藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。
- 11番 池田です。事前に事務局に相談があって、その間に造成をしたと、木を切ったりしたということで、その辺の経緯をもうちょっと詳しく、何か分かれば。
- 藤井会長 事務局、説明してください。
- 事務局 経緯については、———ぐらいに、——のほうから転用できる場所かということで相談がありました。2種農地なので、計画次第では可能性はありますよということで回答をしております。その後、-月に入ってすぐぐらいですかね、——のほうから、譲受人が造成をしてしまったのでどうしたらいいかということで御相談がありまして、それで現地に行って発覚したという次第です。
- 藤井会長 どうですか、それで。何か御意見がございますか。
- 11番 そうですね、農地法を厳しく言うと、原形復旧というのができるようになっていきますよね。それを現実はどうするかという問題、これ大きな問題ですけど、先にやっても、それが事後承認でどんどん通るとするのは、私のところもあつたんですけど、それはもう三十数年前です。それはもうそういうのは分からないですから、ごく最近の一定のルールと言いますかね、何かこういう状態で事後承認しますよ、1枚出せばいいという、そういうのが広がると、どうかなという気はしますけど。
- 藤井会長 先ほど、石川委員さんから説明がありましたけれど、県として一つの考え方、同じ方法があるわけじゃなくて、各市町に任せてあるところが現実にはあるんですけども、私の知る限りは、現状を復旧させたという話はほぼ聞いたことがありませんので、それほど難しい問題なんだろうというふうなのが現状です。
- この件も、防府市として現状を復旧させるというのも一つの手だとは思いますが、よほど慎重にならなくちゃいけないんじゃないかなという思いはあります。でも、ずるずるやりたい放題というのはいかがなのかというのも一方であるので、その辺のところをどうするかということなんですけれども、何かいい考えがあればお伺いしますけれども。
- 私個人の思いとしては、1回こういう始末書を提出した方が、2度目は認めないということぐらいいかないのかなというような思いでおります。今回、始末書を提出していただいた方が、また何らかの形で始末書を提出するような事態になったときには、厳しく対応することを周知するぐらいが一生懸命かなという思いがあるんですけども。今の話を含めて、皆さん何か御意見があればお伺いします。どうぞ。
- 5番 5番、原田です。さっきから始末書のお話が出ていますが、始末書は私は見たことがないんですよ。ほかの委員さんで見られた方があるのかなというふうにも思うし、始末書の保存期間ですよ。それがどのぐらいなのかというのがちょっとよく分からないし、今度は課税の話なんです

けど、当然、農地から宅地、それから雑種地に変わると、課税が金額変わりますよね、高くなると思うんですけど、その辺が始末書に書かれている、いつごろから埋立てしておるとか、それによって課税の方法が違うとか、それは多分ないだろうと思うんですけど、ここで許可した段階から課税が始まるのかなというふうに、その辺もちょっとお伺いしたいんですけど。

○藤井会長 課税のほうは、課税課が現状を確認していきなりするものですから、ここは関係ないんですよ。現状を見て。その辺のところも含めて、始末書の保存期間も含めて、事務局、ちょっと説明してください。

○事務局 始末書に関しては、許可書と一緒に保管しておりますので、許可書のほうが保存年限が——となっておりますので、——した段階で、基本的には破棄ということにはなっておりません。

○藤井会長 課税のほうは、ちょっと詳しく説明してください、現状で判断するんだらうけど。

○事務局 課税に関しては、そうですね、現状で判断を行います。固定資産税の担当課のほうには、この土地転用の議案、この資料を毎月回付しておりますので、それを基に、大体、年末頃に固定資産税の担当課のほうで現地を調査しまして、見直しを行うというふうにはなります。

ただ、昔からやっているような案件の場合は、固定資産税の担当課のほうで先に発見して見直しているというケースも考えられるかとは思いますが。

○藤井会長 私も始末書となるものを見たことがないんですけども、皆さん見てみたいですか。差しさわりのものがあつたら、今度皆さんに見せてあげてください。次回でもいいですから。どうぞ。

○11番 11番、池田ですけど、課税課は現況でやりますよね、毎年1回必ず。課税課は逆ですね、極端に言やあ課税課でよくあるんですけど、これは農地だろうと。現況を見たらこれは宅地ですよと。そういうふうなことが割とあるんですけども、課税課から逆に情報共有するというか、課税課が宅地に見たときは、こっちは農地じゃない、同じような見方でほぼ合わせていかないと、こっちはどうこっちはと。向こうは課税、現況主義でいきますから、その辺がちょっとどうなんかなという。課税課との連絡共有ですね。課税課はもう宅地で見ていると思うようなところがありますよね。

○藤井会長 おっしゃるとおりですけど、現況はそうならないので、それが共有していないという可能性があるんですか。

○事務局 ありがとうございます。課税課のほうも何か課税の情報でもあるところもあるんでしょうかね、この地目は。(発言する者あり)そうですね。課税課が許せば、そういう情報を得るということはできるとは思います。(発言する者あり)うん、でも課税課は言わないかもしれないです。(「言わんじゃろ」と呼ぶ者あり)課税情報なので。実際、それを蓋を開けると、いっぱい違反と

いうものがあるんだなという現実が突きつけられるのかなとは思うんですけど、ちょっとどうでしょうか、そこら辺。

○藤井会長 少なくともこちらのほうからちょっと投げかけてみてください。

○事務局 そうですね。

○藤井会長 向こうは駄目と言うかも。

○事務局 そうですね。何かお互いに歩み寄って何かできることがあれば、また課税課と話してみます。

○藤井会長 検討してみます。そういうことでよろしいですか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。あとちょっと気になるのが、境界は確認していないというのがすごく気になるんですよね。何ていうか、それで赤線を冒してしまったとか、もしへたしたら————も冒してしまっているかもしれないので、その辺りはどのような見解でしょうか。

○藤井会長 そうですね。赤線のこととはちょっと分からないにしても、別にしても、斜めのこのところはちゃんとはっきりさせんにゃいけんのじゃないですかね。これ同一の方の持ち主じゃないでしょう。（「別の方です」と呼ぶ者あり）でしょ。

○2番 石川です。一応、斜めには整地がしてあるんですが、隣の土地のさうとう向こうまでキャタピラなどがたくさんついていましたから、多分、その土地も買う話ができているんじゃないかなという気はしました。でないと、よその土地をキャタピラの跡をつけてもいかんと思いますから。

○藤井会長 その辺のところは、隣接の土地の方とちゃんと話がついているか確認してもらわなくちゃいけませんし、赤線のことについては————にちゃんとお願ひしているので、はっきりさせてもらって確保してもらえれば。ちょっとその辺、事務局なり、地元委員さんなんかで確認してもらえませんか。境の件と赤線の件は、————に言ってもらって。倉重委員さん、それでよろしいですかね。しっかりさせるということで。

○6番 ああいうのはちゃんとしとかんと、後がいけんことになったらいけません。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、今回は始末書の件はちゃんとしっかりとって、二度とこういうことがないようをお願いするということと、当農業委員会の方向としては、始末書の提出が重なるような事態のときには、それも考慮に入れて新たな判定を下すということにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、3番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明、お願いいたします。

○12番 12番、松永でございます。資料39ページから御覧ください。

譲渡人の農地を譲受人は太陽光発電用地として、転用したいという申請です。現地確認を4月5日、熊安委員と私、事務局2名で行いました。また申請者への聞き取りは、代理人の行政書士に4月16日に行いましたので報告します。

譲渡人は、耕作することが——ということで困難ということで、譲受人である太陽光発電事業を営む法人から話があったため、この度、譲り渡し、申請地を太陽光発電設備と、進入路、駐車場に転用するものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について、御説明します。

この土地のほうが、2種農地です。周辺土地の所有者や自治会、——の説明は済んでおるといことです。問題ないと思われます。草刈り機についても年2回行い保全管理に努めるとのことです。一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。以上、皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 一応、確認ですが、45ページ。この土地の利用率はどのくらいです。

○藤井会長 事務局。

○事務局 22.5%です。

○藤井会長 よろしいですか。

○2番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 議案第24号の2は所有権移転、3のほうは使用貸借、これ所有者は一緒なんですけど、これ分かれた理由か何かあれば御尋ねしたいんですが。使用貸借でおかれるということ。

○藤井会長 事務局、分かりますか。

○事務局 実を言いますと、こちら24の3に関しては、無断転用の案件になりまして、これも実は始末書が出ております。一応、無断転用時期は航空写真等で確認したので、——から転用されております。

理由としては、24号の3、39ページの、今回この太陽光で出ております—側にちょっと家があるんですけど、どうやらこの家の侵入路として昔から使われておったようなんです。そこを、今回、業者のほう借りて進入路等として使いたいということで申請がありまして、それで使用貸借という形になっております。以上です。

○11番 そしたら、その無断転用の分も農地転用を出してもらわんにゃいけんじゃない。出ているんですか。

○事務局 これがその転用になります、今回のが。

○11番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番承認いたします。

続きまして、4番、5番、一括上程させていただきますが、本案は——さんが関連する議案でありますので、審議には加わっていないことになっておりますので、——さんの退席をお願いします。

〔退席〕

○12番 松永です。議案第24号の4、譲渡人の農地を譲受人が資材置場として転用したいという申請です。現地確認を4月5日、熊安委員と事務局2名、私とで行いました。現地確認を、今、——も御一緒にお話を伺いました。現地は——からおよそ——mのところですよ。この農地は既に譲受人が仕事をしていらっやって、始末書が出ているそうです。

この案件に係る農地法の許可基準を説明します。資料の47ページにありますように、この農地区分は第2種農地です。資材置場として転用したいということです。

それともう一つの、5の分の——というのは、——を作りたい、——ですね。当然、——をそのように保管すると、——にちょっとお伺いしましたら、以前、——というところで、随分昔から——を作っていたらあって、そこ関係がありまして、今度申請がありました土地を——を造りたい、そしてその人達に指導してもらって作るという、そういう御提案でした。

一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。以上、皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 4のほうですが、資材置場というのが、商品資材置場と書いてありますが、括弧、瓦礫、金属類と書いてありますが、要はこれ瓦礫置き場ということですか。何か出るちゅうことはないんですか。山の谷の一番奥のほうなんで、場所がですね。市のほうから苦情があるとか、そんなことは

大丈夫ですか。

○藤井会長 事務局、どうですかね。

○事務局 一応、現地のほうが、確かに瓦礫とかそういったものを主に、——のほうにも話を聞きましたが、そういったものを商品として回収してきていると、それを置いておるといふことで、主にそういったものを取り扱っているといふことで、伺っております。

○藤井会長 ———の田んぼの後ろのところにもあるじゃないですか。同じようなものを置くんだと思うんですけど、特に影響はないですか。同じ———なんでね。特に周りから苦情は出ていない。

○14番 苦情は出ていない。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。どうぞ。

○11番 50ページの事業計画書で、事業実施者は———となっておりますけど、———になっているんですけど、議案のほうは、この辺の関係。———、———。ここが事業実施者は———になっています。この辺の関係をお尋ねします。

○事務局 ————といふことで伺っております。なので、今回は———からこちらの坂本商店さんのほうに貸されるという。

○11番 転貸にはならないですか。———んじゃないの。

○事務局 一応、こちらの事業計画書の下のほうに、事業実施者の方とその申請者の方といふとですね……。申請者以外の方が、例えば資材置場を当該事業のように供する場合については、こういった形で記入をしていただくといふことでなっております、今回、ここは———といふことで書いてあります。

○藤井会長 実施者が違ってても問題ないんですか。

○事務局 そうですね、はい。

○藤井会長 これ転貸にはならないと。

○事務局 その転貸というのが、第3条とかでは転貸禁止要件とかというのはあつたりするんですけど、第5条ではそういったものは特に……。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 ———が資材を置かれるんですよね。—これはなんでされるんですか。

○事務局 資材を置かれるのが———です。

○11番 そうしたら申請は—じゃあいけないんですか。これも—ですよ。

○事務局 一応、今回、土地の所有者さんが———と契約されているといふことで、それで賃貸借といふことで出ております。そこから———と———の間でまた契約をされているといふ

ことですね。

○11番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。先ほどの説明ですと、これも無断転用ということなんですが、これ4も5も無断転用。

○事務局 4だけですね。5は現況農地です。

○藤井会長 ということは、これは言いにくいんですけども、今の現状の所有者が無断転用。そこから始末書を取られるということですか。

○事務局 今回は、譲渡人・譲受人連名ということで提出いただいております。

○藤井会長 じゃあ以前からも—————がここの農地は使われよったということですか。

○事務局 今回は、日付としては、————頃ということで、今回ちょっと伺っているのは、この周辺、原野とか山林とか雑種地という登記上になっているところが多くて、おそらくちょっと現況とかも、農地……。ちょっと現況だけでは周りの地目と判別がつきづらい状態だったということで、誤ってということで伺っています。

○藤井会長 分かりました。—————前の話ですから、今後はこういうことがないようにしっかり認識していただきたいというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。

○2番 2番、石川です。今度は-のほうなんですけど、-はどんどんこういう事業者に作ってやってほしいと思っているところですが、資材置場になっているんですけど、真ん中に-があるんですけど、ここ作っているじゃないですか。

○事務局 そうですね、ここで作られるんでしょうけど、それと合わせて作った後の-とか、あとは作る前の-とかをここに積まれるということで、そういった意味で資材置場に出されたんじゃないかと思います。

○2番 積み上げてここでやるちゅうことですか。

○事務局 そうですね。

○2番 -はどんどん始末して欲しいですね。

○藤井会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○6番 ちょっと1点だけ。これ4のほうに————譲渡される件ですけど、これももとはは————だったと思うんですね、————ですから。これは————としてちょっと機能できないよという判断をされたんでしょうかね、その辺は委員さんどうでしょう。

○12番 —で、結構————とかいろいろとやられたけど、————があつて流れたらしいというこ

とです。

○藤井会長 じゃあ、——があって、その後、——土地ということですか。

○6番 もうちょっと手がつけれなかったんじゃないと思う、多分。

○12番 それで農地ということも、今、委員さんは知らずに、——、——とか結構やられたけど、——も、さあみんな植えなさいという時期があって、今度、過剰になって、今度は1本なんぼで切りなさい時代があって、それもまた——として、随分手を込めてやられていたけど、やはり——ということで、今の申請が出ているところが——ということをお聞きしました。

大体、昔、——で植樹されている一角になります。前の——、あの方が埋もれちゃいけないから、ちょっとはその植樹されたところをちょっと手を入れられたけど、また藪になってどこか分からんような状態の一角なんですね。その上に、——の森林公園にもなっています。上辺りがずっと大きい桜の森とかいろいろな樹木をあれして、大きな道がずっと山道にずっと通って、ぐるっと回って下に下りられるような道路もつけてあります。——でよう——なんか、——に行きませんかとか、いろいろ本当——年ぐらい前はやりよっちゃったんですけどね、やはり水害で、今の申請が出ているところは——があって、今は更地みたいになってということで、それが農地じゃったということは分からなかったということをお聞きしました。

○藤井会長 分かりました。

○6番 ありがとうございます。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、承認いたします。

では、——委員さんの入室をお願いします。

〔入室〕

○藤井会長 それでは、進めます。

6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第24番の6は、譲受人が、建売住宅を建設したいという申請です。

現地を4月8日に事務局2名と関谷委員さんとで確認をしました。それから4月10日に、業者さんに来ていただいて詳しい説明を受けまして、それについて報告をします。

現地は、——の——側になります。ここもほとんどが耕作放棄地になっていまして、一部、稲が

昨年まで作付されていたんですが、その担い手の方が———ということで、全部返されましたので、もうあとは荒れるだけという状況になった地域です。

資料は、59ページからなんですが、51ページの地図ですが、真ん中から下のほう、一番下に広い道がありますが、ここはもう建売住宅がどんどんできて、宅地化が進んでおりまして、その続きを、今回、また同じ業者さんが建売住宅にするということで申請をされたようです。

今回の農家さんは1件を除いて全員耕作をされておられません。1件は—の家の前だけを耕作をされているという農家さんです。今までできた住宅もそうなんですが、——に近いということで、あちらからのお客さんが多いということで、今後もそれが見込めるということで、また事業をしたいということのようです。

この地図では非常に分かりにくいんですが、61ページの地図の—————がありまして、その場所は家が建てられません。ちょうど今回の用地の中にもその場所がありますので、家が建てられないところをちょうどこの造成を依頼される業者さんが資材置場を求めていたということで、その業者さんの資材置場を造るということになっています。

64ページがその地図です。家がどんどんと、何となく弧を描くように二本線が引いてある、これが———のところ。資材置場が大体その位置にあるということで、クラッシャーとか真砂土等の資材を置くと聞いています。まだこの続きも予定をされているようなので聞きますと、もう売ったと農家さんおっしゃっておりますので、まだまだ続いて開発をされるようですので、ここに資材置場が必要になったということです。

それと、水利組合のところでは———と入っていますが、ここは受益の水利組合がありますので、そちらのほうへ行ってくださいとお願いしましたが、10日すぐ行かれたようです。一応、説明はしたということですので、この下のほうへ農地が全然ありませんので、その辺も問題はないと思います。報告は、以上です。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、第6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第24号の7は、譲受人は———で、譲渡人の田に太陽光発電設備を設置するという転用申請でございます。現地確認を4月8日、午後2時半から、事務局3名と石川小委員長と私の5名で行いました。また、関係者への聞き取りを4月12日に行い

ましたので、報告いたします。

場所は資料の67、68を御覧ください。

68のほうで、申請地は——、-側の端のほうになります。——です。周辺はほとんど太陽光で埋まっております。67ページですけど、以前は太陽光設備がやってあるところ、斜めの線が引いてあったと思うんですけど、今回は引いていないんですけど、よろしく。

○事務局 すみません、ちょっと薄くなっておりました。申し訳ございません。

○1番 薄いですね。確かに。あるのはあるけど、ちょっと薄いなと思っておりました。

この場所は、以前から管理田となっております、草刈りもきちんとされていましたが、周辺が埋め立てられており、水はけも随分悪くて農作物を作る状態ではありません。本人も——、管理に困っておられたところ、太陽光発電設備という話が持ち上がり、決心されたそうです。

71ページの図面を見まして、ちょっと感じたんですけどね、右上の、すみません、縦に見て左上ですか、随分数字が小さく入っております。余りにも見づらくて、これなぜかという、この田は周りが高く埋め立ててあって、そのままの状態パネルを敷かれるということですので、やはりちょっとこれでは高さとか分かりにくいのでということ、——にお伝えしました。今後は、きちんと数字が読めるように気をつけることのことです。以後もありますけど、——がありますけど、やはり見づらいなと思います。

パネルの配置図ですが、社内路図によりまして、隣が宅地というか、今、資材置場とかいろいろに使っていらっしゃる方の建物がありまして、右側のほうですけど空いておりますよね。右下のほう。そこは社内ルールによりまして、擁壁のないような建物の側には、反射光を避けるために、七、八m空けるということにされているそうです。草刈りは年2回の予定だそうで、狭い水路が左端のほうにあるんですけど、右のほうもですけど、水路の清掃について考えていらっしゃいますかと聞きましたら、このことは考えていないと言われてまして、ルールの中にないそうです。——さんにも、一応、資料を配っておられまして、連絡を受け取っていらっしゃいますので、——さんにきちんと相談されるように伝えました。

申請地は67ページにありますように、第2種農地です。地元委員としては、もうやむを得ない状況なのかなと思っております。報告は以上です。皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8、9、10、11、一括上程させていただきたいと思います。

地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第24号の8から11について説明いたします。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。4月9日に事務局2名と、倉重委員さんとで現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、-----の-----付近にあります。申請地は、いずれも長年にわたり休耕していて保全管理をされてきました。2年ぐらい前までは、宅地化が進んでいた地域であります。周りの営農状況は、昨年まで水稻を3件の方が作付されていたのですが、今年は1件の方がやめられて、残り2件の方は規模縮小といった状況です。

譲受人については、代理人の-----に聞きました。市内でも数か所設置していて実績はあり、草刈りなど地元の要望にも比較的応えてくれるということです。近隣の方への説明も、主だった方からは承諾してもらっているようです。報告は、以上です。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。

御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○5番 5番、原田です。議案第24号の8なんですけど、これ2件の方が所有者ということで、譲渡人ですかね、なっていますけど、事業計画書が1枚でまとめられているということで、78ページです。見るところ、それぞれ49.5kW発電量ですかね、これが2つあるということで、議案書もこれ1つになっていますが、後で同じ人も出てくるんですけど、議案として1つでまとめるというのはどうなんかなと思って、それぞれあるんでそれぞれの事業計画書で出すべきではないかなと感じたんですけどね。それから同じ事業者が隣接して、こういったパネルをつくる場合、何か規制みたいなのがあったかのように思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○藤井会長 まず、最初の2件はどういうことですかね。

○7番 2つの農地を同時に申請されちよる。

○藤井会長 でも事業計画を出すのは同じ業者さんですよ。

○5番 後からまた10号と11号ですかね。同じ方も出ています。であるなら、同じ人でまとめて出すほうがまだ分かりやすいんじゃないかと。

○藤井会長 所有者は違うけど。

○5番 所有者2人が一緒に事業計画を出されて、それぞれ別物だろうと思うんですけど、そういう感じだろうと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○藤井会長 事業計画書はあくまでも、譲受人のほうでしょう。その農地をどうされるか、譲受人の事業計画書がしっかりしとったら、それだけでは具合が悪いですかね。所有者はどちらかというのと、売りたい売りたいばかりでしょう。特に、売らなきゃいけない理由なんて、特に出てこない

思うんですけどね。

- 5番 譲渡人に問題はないと思うんですね。譲受けるほうが。
- 藤井会長 でしょう。譲受人と一緒に、でも所有者が譲受ける相手が違うから別々にやれということですよ。
- 5番 そのほうがすっきりしたような感じがするんですけど。まとめるのであれば、譲渡人が同じ人。2枚ずつありますよね。10号と11号か。
- 藤井会長 譲渡人が同じならば、譲受人が違って1つにまとめてもええということにはならないでしょう。そっちのほうが問題じゃないですかね。譲受けるほうが土地をどう利用するかのほうが特に問題であって。それは厳密には別々にやったほうが当然すっきりするわけですけど、それはもう皆さんの御意見に従います。今後は、どうですかね皆さん。まずそれ一つ解決しましょうや。
- 5番 そこは何でなのかなと思って。
- 藤井会長 私の考えとしてはあくまでも譲受ける人が一緒にあれば、同じような事業計画が出ておれば、特に問題はないんじゃないかという思いでから、一緒に今までしてきたんですけども。譲受ける人の事業がほぼ同じような内容ですので。この場合でいえば—————ですよ。
- 5番 事業計画書の78ページあります。これは発電量は49.5kWの2機ですけど、事業計画そのものが発電量は99kWの計画なんです。
- 藤井会長 なるほどね。
- 5番 そうすると、小規模発電とかそういったところがあるから、何かちょっと分からないような形でまとめてあるのかなと、ふと思ったんですけどね。
- 藤井会長 おっしゃるように、事業としてはこの49.5kWの事業が2つという、別々の事業ですよ。厳密に言えば。それは確かに分かりにくいので、それは別々にしたほうがいいと言われれば、そうなんでしょう。
- 5番 今度は2つに分けると、今の隣接していますよね。
- 藤井会長 というのは、これはおそらくFIT法に乗っかるとる場合にはそうだったと思うんですよ。これは非FITでしょう、確か。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だから、その縛りはないと思うんですよ。今まではFITにのっかってやると隣接とかに同じ所有者なら一発じゃできない、少なくとも1年置かなくちゃ無理というような縛りがあったんですけども、これは非FITやないからないという判断で僕は思うんですけど、事務局どうなんですかね。
- 事務局 おそらくなんですけれども、間に赤線があることで分断されておるという判断なのかなと。今回に関しては思われます。
- 藤井会長 非FITであろうがFITであろうが、隣接であれば一発ではできないんですかね。
- 事務局 非FITであっても、隣接に関してはちょっと問題、要はわざわざ低圧を2つに分けて、

管理責任を避けるとかそういったものですよ。そういったものに関しては問題だと思います。

○藤井会長　じゃあF I Tであろうが、非F I Tであろうが、隣接するやつを一発では許可は出せない、申請できないということですよね。

○事務局　そうですね。もう間に分断性もなく隣接しているところとか、もともと例えば3,000m²あったところを2筆でわざと分筆してとか、そういったものに関しては。

○藤井会長　いやいや、わざわざ分筆せんでも違うのを隣接だったら無理でしょう。今まで無理やったでしょう。

○事務局　そうです。だからそういったものに関しては、わざわざ分筆して規制をくぐるような形をとるのは問題だということ。

○藤井会長　いやいや、わざわざ分筆しなくても、分かれているやつだから、今みたいに違う事業を2個、これが同一の事業者だったらず無理なんでしょう。同一の譲渡人やったら。

○事務局　そうですね。

○藤井会長　それはF I Tであろうが、非F I Tであろうが関係ない。

○事務局　そうですね。非F I Tに関しても。

○藤井会長　そうですか。それは私の認識違いでした。真ん中に赤線があるから今回は許可が下りたということらしいです。よろしいですか、それで。何かありやあ言ってください。

○2番　そうすると2つに分けた方がいい。

○藤井会長　いやいやいや、8番は違うでしょう。まず譲受人が—がおるんじやから。同一では、もともと別の事業ですから。

○事務局　この申請自体も、低圧を2件、3件、4件まとめて出すとかというのも、結局、申請者の裁量によるところも正直なところはありまして、必ず分けて出さないといけないとかそういうルールは正直言うとなんかです。

例えば、今回でも先ほど出た24号の2番も、低圧が4個ある状態のものになりますので、あれも議案4つに分けて、申請を分けて出すということも可能なんですけれども、結局まとめて出したというのは、そこは申請者の裁量によるところなのかなと。

○5番　ですから、8号は、譲渡人1件がまとめて出されています。議案に1つで出ているから、事業計画としたら、99kWの発電量の事業計画であるということ。

○事務局　そこに関しては、49.5が2機ということでの申請です。

○藤井会長　24号の2番はどうなっちゃう。

○事務局　2番の31ページです。こちらの49.5が4つです。

○藤井会長　でも、先ほどの回答だったら、隣同士のやつは一発じゃできないんじゃないの。

○事務局　これも公図で見ると、ちょっと見づらいんですけど、間に赤線なりが入っておって、おそ

らく分断されているという判断だと思われます。どれも、直接、間に何かしら赤線とか水路が入っている形になるんですよ。この24号に関しても。おそらく、それで隣接ではないという判断になったんだと思われます。

○藤井会長 分かりました。もうこの件はそれでいい、じゃあ今後どうしましょうか。これは、うちの裁量でから分けてくれとか、一緒でも判断しましょうということではできませんか。

○事務局 ただ、一遍で出してこられたのを分けてくれと言えるかということ、ちょっと……。そうですね。

○藤井会長 これはじゃあ、これからはもうあれです。地元委員さんが説明される時、これ別々ものが2つありますよということをしっかり説明して、皆さんに納得してもらおうということから、別物だということで、申請は1つだけとも内容は2つだということで、分けて説明してもらおうということではよろしいですかね。

○5番 ちょっと確認ですけど、ひっついておる場合は赤線とか水路とかそういったものが挟んでおれば、それはもう隣接とは見ないという考え方でいいということですか。

○藤井会長 はい。あくまでも何も無く隣接のやつは、FITであろうが非FITであろうが同時期の申請はできないということ。

ほかに何かございますか。今の結果でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、御意見がないようですので、一括で採決させていただきます。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8、9、10、11と承認いたします。

続きまして、議案第12番。―――でありますので退室させていただいて、原田委員さんに議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔退席〕

○16番 それでは引き続き、議事の進行を進めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号の12、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○13番 13番、熊安悦子です。議案第24号の12はページ107ページですね。譲渡人の農地を譲受人が借受けて、使用貸借権をしたいという申請です。現地確認及びヒアリングを、4月5日の10時30分頃に、事務局お2人と松永さんと私の4人で行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、———mのところ、———、皆さん御存じでしょうね。———。昔、子供の頃よく行きました。———があり、———kmのところには、———があります。

譲渡人と譲受人は同じ方ですが、———に貸与することで、利用権の設定をするものです。

議案書の110ページの事業計画書を御覧ください。

———、———されていますが、年々経営規模は拡大して、既存の育苗施設では狭くなり、5,000箱の育苗箱を置く場所が必要になってきました。そのために、今回、場所を申請されたわけです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の107ページにありますように、この農地の種別は、農用地区域(集団農地面積75ha)法第5条第2項第1号イに該当する農地です。許可該当法令により、法第5条第2項本文ただし書きに該当しています。農業用施設用地であります。他の法令では、農用地区域計画変更手続中です。以上、皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○16番 以上、報告終わりましたけれども、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○16番 それでは、採決に入ります。

本議案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○16番 ありがとうございます。全員賛成ということで、承認いたします。

以上もちまして、議長代理の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

〔入室〕

○藤井会長 ありがとうございました。

続けて、審議を続けていただきます。

続きまして、議案第25条、第26条、第27条、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第25号を御説明します。

議案書は8ページからです。

議案第25号は、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)についてで、令和6年4月26日公告予定の利用権設定が6件提出されております。

この6件の集積面積は1万1,415m²で、利用権の内訳は使用貸借権の設定が6件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、基盤強化法の一部を改

正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第26号、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条の規則による農地中間管理権の取得。

議案第27号、農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。

議案書は11ページからです。

議案第26号、27号につきましては、県で公告予定の利用権設定が12件になります。

農地の集積面積は3万9,084m²です。

議案第26号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第27号によって貸付けを行うものです。御審議のほど、よろしく願いたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。

地元委員さん、何か補足説明するものがありましたら願いたしますし、何かその他の委員さんの御意見、御質問があれば御伺いしたいと思います。何かございませんか。

では、私のほうから分かる範囲で教えていただきたいんですけども、24ページ。譲受人、――。この方、新規就農ということで、初めて名前を聞いたんですけども、どういった方か、何か御存じであれば教えていただきたいんですけども。

○11番 ――が、今、―――していたんです。それで今度こちらのほうで、どこか適当な場所はないかという、探しておられたんですが、今、――のところで遊休農地がありまして、-一件ほど―――をしていきたいということで、まだ面積とか増やしていきたいという意向を持っておられます。

―の方ですけど、機械を運ぶトラックとか重機とか持っておられますので、もう、水さえあればいいということで、ちょっと――の水が、――でちょっと色がつくとかいうようなことも、塩素分があつてちょっと色がつくということも聞いていますけど、新規の方で非常によくやっておられる方なんで、―――られて、――ですから非常に期待しています。

地元の水利組合でも、こういう方が来られるのでということで挨拶しておりますので、そういう方が、今、――のほうもまだやっておられるそうです。――とこっちとやっておられるんですけど、――ちょっと距離があるので、―――ですのでいいんですけど、あとこの―地区だけじゃなしに、ほかにも通える範囲は探しておられますので、―地区とか、そういうところでほかにもあれば紹介していただきたいと思いますので、非常によく作っておられます。

○藤井会長 ありがとうございます。

―以外にも、まだ規模を拡大される予定みたいですので、適当な農地があれば、ぜひ紹介してい

ただければと思います。

ほかに何かありませんか。

議案第27号で、中間管理事業法関係の契約というのが、今回は、――、――、今の――と3件なんですけども、少なくともこの方々が将来的にもそれぞれの地域を担っていく、柱になっていく方だろうというふうに思っております。

今回、――も一筆ぐらいですかね、契約されていますけれども、地元委員さんで――についてちょっと皆さんに御紹介いただければと思うんですけども。どなたか紹介してあげてください、皆さん。

○5番 ―――というところで、稲を中心的にされておられます。――、地域でもう1人、別の方がおられるんですけども、それと合わせて地域を盛り上げてもらっているというふうな存在です。まだまだ作付を増やしたい、確か前に聞いたときに――aぐらいですかね、そのぐらいをしたいということで、今、一側の地区のほうに少し進出してきてはおられますが、まだまだやりたいというふうな意欲がすごくある方で、地域の計画ですが、この中でも中心的になってくる方だろうというふうに思っていますので、皆様方よろしく願います。

○藤井会長 ついでにもう一方、――について、何か地元委員さんに説明していただければ。――とかがどうですかね、――さん、何か説明することはありますか。よろしいですか。

――さん自身は現時点で――ぐらいですかね、そこまでいっていないか、――ぐらいか。現在、――haくらい水稻を中心にやられておるんですけども、今回、――ちょっとぐらいですかね、本格的に後を継いでやるということで、現時点で法人化まで至ったかどうか分かりませんが、法人化するということで、今、動いておられます。これから――ha以上はやっていくつもりでおられますので、――地区の担い手の1人として重要な位置を占めていただけると期待している方ですので、また皆さん何かありましたら御協力お願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは採決します。議案第25号、26号、27号を承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第25号、26号、27号は承認いたします。

続きまして、議案第28号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 すみません、議案の修正をお伝えします。

お手元の修正連絡表を御覧ください。

別冊資料の5ページの地図のほうになるんですが、5ページの5番、6番といった枠がちょっと
ございませんでした。別紙に差し替えになっております。失礼いたしました。

それでは御説明いたします。

議案書は25ページ、資料は別冊となっております。

議案第28号は、非農地判断についてで、今回提出された件数は3件、36筆、2万
4,990m²です。

受付番号1は—、受付番号2は—、受付番号3は—の農地です。現地確認の結果、農地法第
2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。御審議のほど、よろしくお願
いいたします。

○藤井会長 それでは28号の1、地元委員さん説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。議案第28号の1から3について説明いたします。現地確認は2月
27日午後と3月13日の午前中行っております。

メンバーは事務局の方2名と、農地利用最適化推進委員の池田圭介さんとで実施しております。

今回調査した場所は、去年の秋に地域計画を行ったときに、アンケートを実施したんですけど、
そのときに指摘を受けた箇所と、事務局の方で思われている場所になります。

それでは、議案第28号の1の資料を参照してください。

ここは28号の1は、ですね——になります。

——で、2ページ開けてください。

この場所は、——になります。これは、①、②、雑木が主ですよ。③、④も雑木と
竹、栗ですね。これが繁茂しているような状態でした。

それから、5ページは差替えの資料を参照してください。

(2)は6ページ。ここは——になりますけど、①、——を見ていただいたら、竹がちょっと
生えて雑木が立っているような状況でした。

それから、黒の3四角い。ここは——になりますけど、——になります。①、②、みな雑木
が立っているような状況です。

10ページの③、④、雑木ですね。それから、四角い4のところですけど、ここも——になりま
すけど、12ページの①、②、雑木が立って、山のすぐふもとになりますけど、いつ山になっても
おかしくないような状況です。

それから、四角い5、13ページですけど、これは—から—になりますけど、その中で、①は
4筆あるんですけど、手前から撮っている写真がありますけど、竹が繁茂しております。②も同様
です。

それから、15ページの③、これも竹が生えている状況でした。

それから、四角い6、これは16ページになりますけど、ここは—になりますけど、ここも指摘を受けたところでありますけど、竹林化しておりました。

それから、議案第28の2は、——になります。——に入っただけになりますけど、四角1、19ページの①から③まで、20ページ、21ページにありますように、雑木と竹藪になりました。

それから四角い2は、これがちょっと山奥に入ったところなんですけど、——から右手に折れて、ここは①、23ページ。ここは、もう1か所行かれると思うんですけど、この写真見ていただいたとおり、木が植樹してあるような場所でした。

それから、四角い3で24ページですけど、その①、②は—から—に抜ける—があるんですね、—の中でも上なんです。その①、②は、家のすぐそばなんですけど、すぐ雑木として山に密接しているような場所でした。

それから26ページ。28号の3は久兼になります。—になりまして、四角1の中に①がありますね。これが雑木が立っておりまして。

それから、四角の2ですけど、これは何か—————で、GISによる判定であります。これは山の頂上付近でもう行くことも不可能ということで、そういうふうにさせてもらっております。

今、見ていただいたように、土地が森林の様相を呈しており、農地に復元することは著しく困難であると判断します。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第28号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第28号を承認いたします。

議案審議は、以上で終了でございます。

報告事項が23から28までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は終わりたいと思います。

午後4時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 4月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員